

5 「出先機関改革における『公開討論』」における各府省の検討状況

<各府省の主な検討状況> (当日の各府省提出書類により作成)

出先機関名	地方への移管	主な事例	地方に移管しない場合の主な理由、課題等
総合通信局 (総務省)	一部検討中	検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・県域をまたがる調整が必要(ケーブルテレビ等の許認可等) ・事業者等と規制当局が同一主体で利益相反(ケーブルテレビ等の許認可等) ・大規模化・広域化した事故・障害等に迅速に対応することが必要(電気通信事業の登録・届出) ・一連の広域情報流通ネットワークを阻害(信書便事業の監督) ほか
法務局 地方法務局 (法務省)	なし	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに取扱が異なることが絶対に許されないもので、全国統一的な運用が特に強く要請される ・高い法的素養を有し、関連法令の解釈運用に精通する専門職員を継続的に養成し、維持し続けることは大きな負担 ほか
地方厚生局 (厚生労働省)	一部検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人(広域)等の許可及び監督(条件付き) ・医療法人(広域)等の認可、指導監督(条件付き) ・「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・(条件)都道府県間で密接な連携体制が確保され、適正かつ効率的な実施に支障が来さないことを担保する必要性 ・法人等の指揮監督権限を有する本部所在地の都道府県が支部(施設)所在地の都道府県に立入検査等の事務を委託できる仕組みの構築が必要(法人等の監督) ・関係都道府県で協議会を設置して、対応方針を調整する仕組みが必要(法人等の監督) ほか
経済産業局 (経済産業省)	なし	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国際競争力強化に向けて国家の方向性・戦略を提示・実践するためには、国自らが地域の実態を的確に把握し、実態を踏まえた政策を講ずるとともに、 ・国から地域への情報や政策の円滑な浸透を図ることが必要 ・国家間競争が厳しくなる中、地域ブロックを超えた産業集積等の連携が一層重要 ・国としての経済産業行政の的確な運営・遂行のために経済産業局は必要不可欠 ・地方への移管を検討するに当たっては、広域の実施体制について、受け皿の体制の整備が必要
都道府県労働局 (厚生労働省)	なし	—	<ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介、雇用保険及び雇用対策は、国が直接一体的に実施することが不可欠 ・「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される」というILO第88号条約を遵守する必要性 ・都道府県域を超えた広域の労働移動や、企業の全国本支店一括の求人に応えるためには、全国同一組織の職員による指示、調整等が必要 ほか
地方農政局 (農林水産省)	なし	—	<ul style="list-style-type: none"> ・制度設計を行う国と、執行を行う現場組織とは、同一の指揮系統に置かれる必要性(戸別所得補償制度) ・食品の流通が広域化・複雑化していることから、消費者の信頼確保のためには、国が広域的な体制で実施することが必要(JAS法に基づく立入検査等) ・食料自給率の向上、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するため、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化を図る観点から、国が責任を持って実施することが必要(優良農地を確保するための事務) ほか
森林管理局 (農林水産省)	なし	—	<ul style="list-style-type: none"> ・広域性・緊急性:大規模な山地災害は、被害が広範に及び、かつ、迅速な復旧を図らなければ2次災害の恐れもある。こうした中ですべての災害復旧を地方に移管した場合、都道府県での調整が困難となり、迅速な対応が難しくなる場合が想定される(森林治水事業) ・専門性・効率性:個々の都道府県において大規模な災害復旧に係る技術や職員を恒常的に維持することは、負担が大きくなり非効率。国が有する予算・人員を一元的に運用し、集中的・機動的に復旧対策を講じる仕組みが効果的(森林治水事業) ほか
漁業調整事務所 (農林水産省)	なし	—	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県域を超えて広範囲にわたり操業する漁業や国際的な取り決めに基づく規制がある漁業については、国による統一的な規制を要することから、国が漁業の許可等の事務を行うことが必要 ほか
地方整備局 (国土交通省)	一部検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・主に地域内交通を分担する道路 ・一つの都道府県で完結する一級河川については、特定の河川を除き、できる限り都道府県に移管 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域の実施体制や柔軟な取組については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題を含め、十分に議論することが必要 ほか
地方運輸局 (国土交通省)	なし	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体と二重行政になっていない ・国が全国一律で運輸の安全基準を設定することが必要 ・国が全国規模で専門的な人材を育成することが必要 ・全国展開を迅速かつ効果的に、地域差なく対応することが必要 ほか
地方環境事務所 (環境省)	一部検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・各種リサイクル法の報告徴収・立入検査 ・土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定・監督 ・石綿健康被害救済法による申請の経由 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収・立入検査については、法の適正な執行のため、都道府県を超えた活動を行う事業者に対する報告徴収・立入検査といった広域的対応を要するものについて、国の強制力ある指示権が認められることが必要 ほか